

広島県水道広域連合企業団告示第5号

令和8年広島県水道広域連合企業団告示第2号（広島県水道広域連合企業団の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年4月6日

広島県水道広域連合企業団企業長 横田美香

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
2 収納取扱金融機関		2 収納取扱金融機関	
名称	取扱事務の範囲	名称	取扱事務の範囲
株式会社中国銀行	竹原市水道事業、三原市水道事業、府中市水道事業、三次市水道事業、庄原市水道事業、 <u>東広島市水道事業</u>	株式会社中国銀行	竹原市水道事業、三原市水道事業、府中市水道事業、三次市水道事業、庄原市水道事業
(略)	(略)	(略)	(略)